

## 自家用電気工作物の使用開始の届出

### 電気事業法（第 53 条）

### 自家用電気工作物の使用開始

自家用電気工作物を設置する者は、その自家用電気工作物の使用の開始の後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、第 47 条第 1 項（工事計画の）の認可又は同条第 4 項若しくは第 48 条第 1 項の規定による（計画の変更の）届出に係る自家用電気工作物を使用する場合及び経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

## 4

### 電気関係報告規則（電気事業法関連）

#### 電気関係報告規則 第 3 条 事故報告

- ① 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、感電又は破損事故等により死亡又は入院したとき、電気火災事故等を発生したときは、電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告する。また、出力 90 万 KW 以上の水力発電所供給支障電力 10 万 KW 以上の供給支障事故等の報告は、経済産業大臣に行う。
- ② 事故の発生を知った時から 24 時間以内すみやかに電話等で事故の概要を報告し、30 日以内に報告書を提出する。ただし、自然現象が原因のときは報告書の提出は不要である。

### 電気関係報告規則（法第 3 条）

### 事故報告

#### 1 省略

**2** 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）又は鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。

**3** 第 1 項又は前項の規定による報告は、事故の発生を知った時から 24 時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知った日から起算して 30 日以内に様式第 12 の報告書を提出して行わなければならない。ただし、前項の表第四号イ若しくはハ若しくは第五号イ若しくは第十一号に掲げるもの、又は同表第四号ト若しくはチ若しくは第五号ロ若しくはハに掲げるもののうち当該事故の原因が自然現象であるものについては、様式第 12 の報告書の提出を要さない。